

平成29年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(商法)

第 1 問

Aは1985年4月に資本金6億円のB(公開会社)に入社した。Aは2010年4月に営業部長となり、2014年まで月額50万円の給与が支払われていた。2015年6月には取締役を選任されたが、Aは従来通り営業部長を兼務している。また、B社で毎月開催される取締役会に取締役として出席している。B社では2015年6月の株主総会において、取締役らの報酬総額について年額2000万円を上限とすることが承認され、B社代表取締役Cの判断のもとにAには取締役の報酬として年額120万円が支払われた。また、営業部長給与としてB社から月額150万円が支払われた。以上の状況下で、会社法上問題となりうるAとCの責任について論じなさい。

(配点：40点)

(商法)

第 2 問

A社は、菓子の製造・販売を目的とする株式会社であり、B社は砂糖の製造・販売を目的とする株式会社である。A社とB社との間には下請関係はなく、B社はA社に、A社が製造販売する菓子の原料として砂糖を供給している。A社はB社の総議決権のうち 70 パーセントを保有している。A社の代表取締役Cは、B社の代表取締役Dに対して、何の合理的理由もなく、B社が供給する砂糖を今後 1 年間にわたり市場価格よりも 50 パーセント低い価格でA社に供給する旨、要求した。Dは、早速B社の取締役会を開催し、この取締役会において、Cの要求を受け入れるかどうかにつき、審議した。B社の取締役会では、Cの要求をB社が受け入れるか否かにつき意見が分かれたが、結局、Dを含むB社の取締役の過半数によって、Cの要求を受け入れて、今後、1 年間に限りB社の砂糖を市場価格よりも 50 パーセント低い価格でA社に供給することが決議された。そして、実際に、この決議に基づき、B社が製造する砂糖は、市場価格よりも 50 パーセント低い価格でA社に供給された。この場合について、A社、C、D、D以外のB社の取締役およびB社の監査役のそれぞれの責任について論じなさい。

(配点：40 点)